

山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県内の私立の小学校、中学校及び高等学校（以下「私立学校」という。）が実施する修学旅行における児童生徒の感染症等の感染リスクを低減するため、私立学校を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）が行う旅行時の安全・衛生対策等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、学校法人とする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、学校法人又は学校法人が設置する私立学校が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、あらかじめ当該補助金の交付対象者から除外し、又は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反しているとき。

(2) 教育条件又は管理運営が適正を欠いているとき。

3 知事は、前項の規定により、補助金の交付対象者から除外され、又は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還を求めることができる。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 知事は、令和4年度中における補助対象経費であれば、交付決定前に実施した場合についても、補助対象として扱うことができる。

(交付申請の手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に事業計画書、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、適正と認めるときは交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）に

より補助事業者に通知するものとする。

- 2 次条第1項第1号の規定による変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、前項の規定に準じて補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各事業経費相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
 - （2）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 知事は、第4条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
 - 3 知事は、第4条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第4号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第8条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第5号により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、精算払により交付するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金精算払（概算払）請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(証拠書類等の整備及び保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助事業の内容	補助対象経費	補助金の額
バス等借上料支援事業	修学旅行における、密集回避のためのバス等の増便に要するバス等借上料の追加経費について、本来保護者が負担することとなる経費を学校設置者が負担した場合、その経費を補助する。	バス等の運行台数を増加する場合に要するバスの借上料、運転手等の人件費、高速料金等	増便1台1日当たり144,000円を上限とする。
宿泊費支援事業	修学旅行における、密集回避のための宿泊施設の部屋数増加に要する宿泊料の追加経費について、本来保護者が負担することとなる経費を学校設置者が負担した場合、その経費を補助する。	宿泊施設の部屋数増加に要する児童生徒の宿泊料	児童生徒1人1泊当たり3,300円を上限とする。
キャンセル料等支援事業	令和4年度中に予定していた修学旅行を、感染症等の影響により中止したり延期したりすることにより発生したキャンセル料等について、本来保護者が負担することとなる経費を学校設置者が負担した場合、その経費を補助する。	修学旅行を中止したことに伴うキャンセル料や延期したことに伴う手数料	次の額を上限とする。 （1）旅行開始前21日以前までにキャンセル等した場合は、児童生徒1人当たり4,000円 （2）旅行開始前21日以内にキャンセル等した場合は、旅行代金の40%

算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

対象となる修学旅行は、学習指導要領の特別活動に位置づけられており、宿泊を伴うものに限ることとし、任意参加の研修旅行などの教育課程外の活動は対象外とする。

補助対象経費について、他の補助金等を利用する場合は、当該経費の実費から他の補助金等の額を差し引いた額を上限とする。

対象となる修学旅行は令和4年度中に実施するものに限る。

様式第 1 号

令和 第 年 月 日

山梨県知事 殿

学校法人所在地
学校法人名
理事長名

印

山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費補助金交付申請書

山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 金 円也

添付書類

- 1 事業計画書（様式第 1 号の 2）
- 2 収支予算書（様式第 1 号の 3）
- 3 その他知事が必要と認める書類

様式第1号の3

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

様式第2号

第 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事 印

山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費
補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費業費補助金については、山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費補助金交付要綱第5条第1項に基づき、次のとおり交付することを決定したので通知します。

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった「山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費業費補助金交付申請書」記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円

- 3 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
 - (2) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (3) 交付申請時において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでなく、減額せずに申請した場合は、補助金の額の確定において減額を行う。
- 4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。

- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い期日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

令和 年 月 日
第 号

山梨県知事 殿

学校法人所在地
学校法人名
理事長名

印

山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費
補助金補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定に基づき申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請書の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第4号

令和 年 第 月 号 日

山梨県知事 殿

学校法人所在地
学校法人名
理事長名 印

山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費
補助金実績報告書

このことについて、山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費補助金交付要綱
第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 事業報告書（様式第4号の2）
- 2 収支決算書（様式第4号の3）
- 3 その他知事が必要と認める書類

(様式第4号の3)

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	摘 要
県補助金		
計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	摘 要
計		

様式第5号

第 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事 印

山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費
補助金確定通知書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり額を確定したので通知します。

1	額の確定額 (②)	金	円
2	交付決定額	金	円
3	既概算交付額 (①)	金	円
4	差引返還額 (①-②)	金	円

※ 返還額が発生した補助対象者は、令和 年 月 日までに、超過支給となった補助金を返還してください。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

学校法人所在地
学校法人名
理事長名

印

山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費
補助金精算払（概算払）請求書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた上記補助金について、山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり精算払（概算払）の請求をします。

1 請求額 金 円也

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ③=①-②	今回請求額 ④	備考

(3 概算払い請求の理由)

4 支払いの方法

上記金額は次の預金口座に振込願います

振込先銀行 銀行 支店
預金種別 当座預金、普通預金、口座番号N○
口座名義人 住所
(フリガナ)
氏名

様式第7号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

学校法人所在地
学校法人名
理事長名

印

山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費補助金
に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確
定に伴う報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた上記補助金に
ついて、山梨県私立学校修学旅行感染予防対策等事業費補助金交付要綱第10条第1
項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | |
|---------------------------------------------|---|
| 1 補助金額 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 円 |

※ 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。